

(仮称) 生きものと人がともに生きる豊かな未来へ
— (仮称) 江東区生物多様性地域戦略（素案）—

計画期間 令和8（2026）年度～令和17（2035）年度

令和7（2025）年12月
江東区

区長あいさつを挿入予定

目 次

第1章	(仮称) 江東区生物多様性地域戦略の策定の背景と概要	1
第1章	概要	2
1	生物多様性について	3
2	生物多様性に関する国内外の動き	7
3	(仮称) 江東区生物多様性地域戦略の概要	16
第2章	江東区の生物多様性	21
第2章	概要	22
1	江東区の地理的特徴と生態系	23
2	江東区における生態系サービスの利用	33
3	江東区における生物多様性の現状と課題	40
第3章	戦略における将来像・目標	91
第3章	概要	92
1	目指すべき方向性	93
2	各主体の位置付け	95
3	2050年将来像と2030年目標	96
4	地区別の2050年将来像	100
第4章	具体的な施策の内容	131
第4章	概要	132
1	評価指標	133
2	施策の方向性	135
3	行動計画	136
第5章	戦略の推進	181
1	推進体制	182
2	進行管理	184

◆コラム

調整中

第1章

(仮称) 江東区生物多様性地域戦略の 策定の背景と概要

- 1 生物多様性について
- 2 生物多様性に関する国内外の動き
- 3 (仮称) 江東区生物多様性地域戦略
の概要

第1章の色 一白群一

藍銅鉱から得られる岩絵の具の色のひとつ色。仏画や夏の装いに使われ、清らかな印象を与えます。

◆表紙の生きもの 一イソシギ一

第1章の概要

1 生物多様性について P.3~

◆ 生物多様性とは ◆ 生物多様性の恵み ◆ 生物多様性の危機

「様々な生きものが存在し、全ての生きものがつながり調和していること」であり、3つの視点があります。

私たちの暮らしは、生物多様性の4つの恵みにより支えられています。

生物多様性は4つの危機に直面しており、都市部での活動も直接的・間接的な影響を生物多様性に及ぼしています。

【種の多様性】

【遺伝子の多様性】

【生態系の多様性】

【基盤サービス】
酸素供給、気温調節等

【供給サービス】
食べ物、医薬品、木材等

【文化的サービス】
レクリエーション等

【調整サービス】
災害軽減、水質浄化等

【第1の危機】開発や乱獲等により自然環境が破壊されること

【第2の危機】人が自然環境を利用しなくなったことで生態系のバランスが崩れること

【第3の危機】人が持ち込んだものにより生きものの生息・生育が脅かされること

【第4の危機】地球環境の変化により動植物の生息・生育環境が変化すること

2 生物多様性に関する国内外の動き P.7~

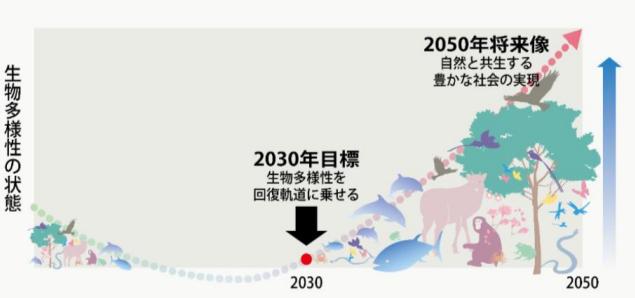
◆ 世界・日本・東京都の動向

令和4(2022)年に「昆明・モントリオール生物多様性枠組(GBF)」が採択され、「2050年ビジョン：自然と共生する世界の実現」、「2030年ミッション：ネイチャーポジティブ(考え方の通称)の実現」が掲げられています。

日本及び東京都では、世界の動向を受け国家戦略・都戦略を策定し、目標達成に向けた具体的な取組が進められています。

◆ 国内外の認証制度

生物多様性の保全を支える取組として、「自然共生サイト(環境省)」をはじめとする様々な認証制度の活用が広がっています。

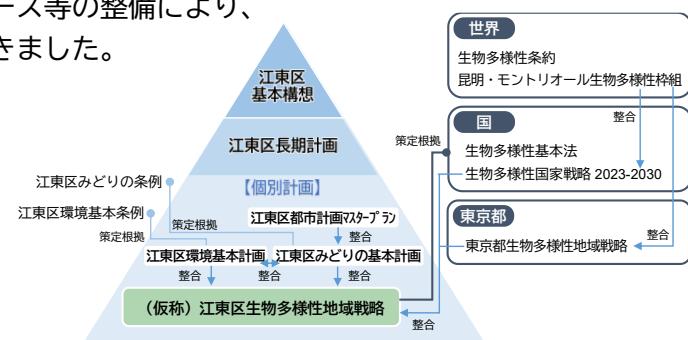


3 (仮称) 江東区生物多様性地域戦略の概要 P.16~

◆ 江東区で本戦略を策定する意義

江東区は、明治期以降の埋立や工業化により失われてきた自然を回復させるため、「City In the Green(みどりの中の都市)」を掲げ、荒川や隅田川、東京湾といった水辺に恵まれた地形を活かした親水公園や水辺の散歩道、ポケットエコスペース等の整備により、新たな都市生態系として生物多様性を育んできました。

区では、生物多様性の恩恵による区民のウェルビーイングのさらなる向上のため、区が直面する生物多様性の諸課題に対応し持続可能で魅力ある街づくりを進めるため、2050年将来像と2030年目標を定めた「(仮称)江東区生物多様性地域戦略」を策定します。



第1章 （仮称）江東区生物多様性地域戦略の策定の背景と概要

1 生物多様性について

(1) 生物多様性とは

「生物多様性」とは・・・

様々な生きものが存在し、全ての生きものがつながり調和している
(バランスを保っている) こと

「生物多様性」とは、様々な種類の生きものが、それぞれの個性や役割を持ちながら、互いに関わり合い、自然のバランスを保っていることを指します。また、生きものが生きていくためには、それに適した環境が必要であり、多様な生きものとともに、多様な環境が存在することも重要です。生物多様性は、主に「種の多様性」「遺伝子の多様性」「生態系の多様性」の3つの視点から考えられています。

【種の多様性】

地球上には、約3,000万種もの生きものが存在するといわれています。これには、植物や動物だけでなく、細菌等の微生物も含まれており、非常に多くの種類の生きものが暮らしています。



【遺伝子の多様性】

同じ種類の生きものでも、それぞれ異なる遺伝子を持っているため、形や模様等に違いがあります。こうした違いから多様な個性が生まれます。例えば、私たち一人ひとりの顔が違うのも、遺伝子の多様性による違いです。



【生態系の多様性】

地球上には、山や河川、湿地、干潟、海等、様々な自然環境があり、それに生きもの同士のつながり（生態系）が存在しています。こうした生態系は、江東区のような都市部でも、公園や河川沿いの緑地、街路樹、建物の周りの緑、家庭の庭等、人々の暮らしの中に広がっています。



【出典】環境省ウェブサイト「生物多様性とはなにか」
(<https://www.biodic.go.jp/biodiversity/sitemap.html>)

(2) 生物多様性の恵み

私たちの暮らしは、生物多様性によってもたらされる4つの「生態系サービス（生物多様性の恵み）」によって支えられています（図1-1）。これらには、食べ物や水等の供給、災害の軽減、自然とのふれあい、環境の維持等が含まれます。生物多様性が失われると、これらの恩恵を受けられなくなり、今まで当たり前だった生活が難しくなるおそれがあります。

そのため、生物多様性の大切さを改めて認識することが重要であり、さらに、生物多様性の保全や持続的な利用といった行動につなげていくこともまた重要です。

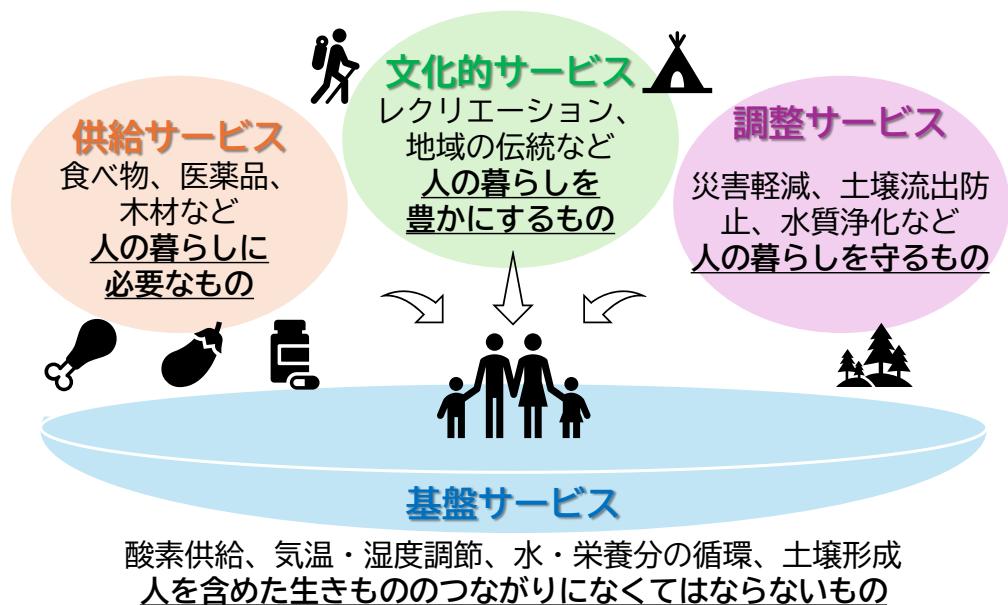


図1-1 生物多様性がもたらす4つ生態系サービス（生物多様性の恵み）

【出典】環境省ウェブサイト「生物多様性のめぐみ」(https://www.biodic.go.jp/biodiversity/about/biodiv_service.html) を参考
に江東区作成

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

資料編

コラム調整中

(3) 生物多様性の危機

生物多様性は様々な人間活動によって急速に失われてきており、現在、4つの大きな危機に直面しています。これらの影響により、生きものが絶滅する速さは自然の約1,000倍とも言われており、日本では野生の動植物のおよそ3割が絶滅の危機にあります。特に人口が多い都市部では、人の活動が生態系に直接的・間接的な影響を与えていると考えられています。

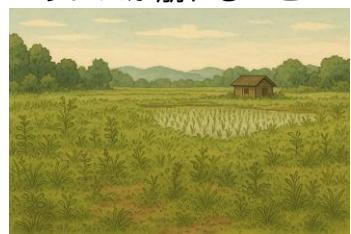
【第1の危機】

開発や乱獲等により自然環境が破壊されること



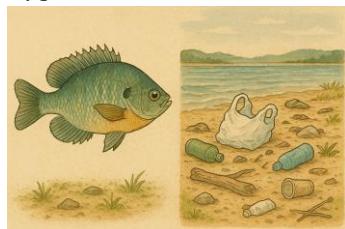
【第2の危機】

人が自然環境を利用しなくなったことで生態系のバランスが崩れること



【第3の危機】

人が持ち込んだものにより生きものの生息・生育が脅かされること



【第4の危機】

地球環境の変化により動植物の生息・生育環境が変化すること



【出典】環境省ウェブサイト「生物多様性に迫る危機」(https://www.biodic.go.jp/biodiversity/about/biodiv_crisis.html)を基に江東区作成

コラム調整中

2 生物多様性に関する国内外の動き

生物多様性の危機は、江東区や東京都、日本だけの問題ではなく、世界全体で注目されている重要な課題です。平成 22 (2010) 年以降、生物多様性に関する国内外の取組が大きく進展し、それに伴い、様々な計画の策定や制度の整備が進められています（図 1-2）。

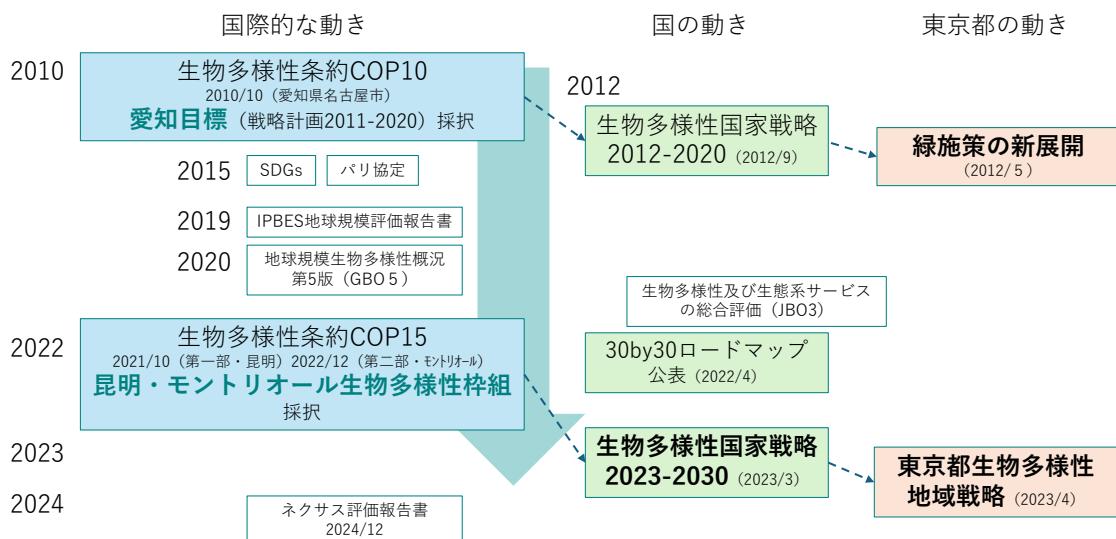


図 1-2 昆明・モントリオール生物多様性枠組と
国家戦略・東京都戦略に係る国内外の主な動き

【出典】環境省「生物多様性地域戦略策定の手引き（令和5年度改訂版）」（令和5（2023）年5月）を基に江東区作成

(1) 世界の動向

1) 持続可能な開発目標（SDGs）

平成 27 (2015) 年の国連総会で、17 の国際的な「持続可能な開発目標 Sustainable Development Goals (以下、「SDGs」という。)」が採択されました。17 個の目標は互いに関係し合っているため、1 つの課題に取り組むことで他の課題の解決にもつながることが期待されています（図 1-3）。SDGs の達成に向けて、生物多様性の維持・向上は大切なものです。



図 1-3 SDGs ウェディングケーキモデル

【出典】東京都「東京都生物多様性地域戦略」（令和5（2023）年4月）
※Stockholm Resilience Centre 作成の図を基に東京都が加工した図を引用

2) 昆明・モントリオール生物多様性枠組

平成 5（1993）年に「生物多様性条約」が発効されて以降、平成 22（2010）年の国連生物多様性条約第 10 回締約国会議（COP10）では、生物多様性の損失を止めるために「愛知目標（令和 2（2020）年までの国際目標）」が採択されました。さらに令和 4（2022）年には、その後継として「昆明・モントリオール生物多様性枠組（GBF）」が採択され、令和 12（2030）年までに自然を回復の軌道に乗せるための緊急行動が求められています。この考え方は「ネイチャーポジティブ」と呼ばれ（図 1-4）、今後の政策の重要なキーワードとなっています。

この枠組みには、令和 32（2050）年の将来像や、陸と海の 30%以上を健全な生態系として守る「30by30 目標」等が含まれています。

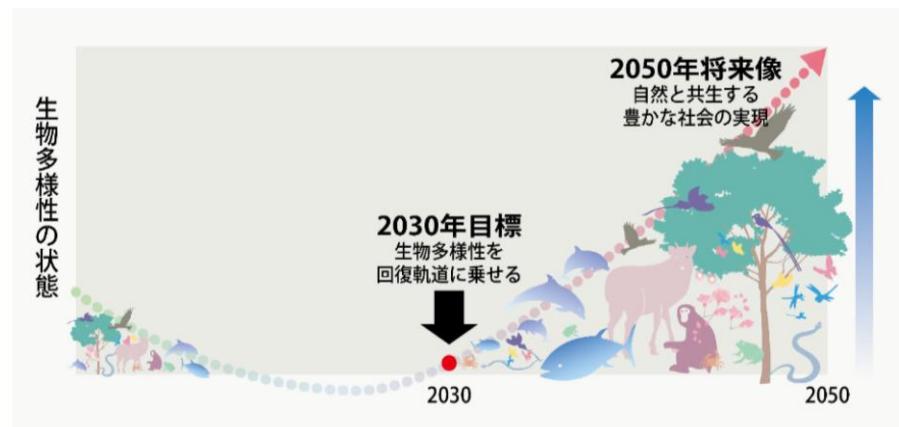


図 1-4 ネイチャーポジティブ実現のイメージ図

【出典】東京都「東京都生物多様性地域戦略」（令和 5（2023）年 4 月）

※「A Nature-Positive World: the Global Goal for Nature, Naturepositive (Locke et al., 2021)」作成の図を基に東京都
が加工した図を引用

2050年 ビジョン		2050年 グローバルゴール	
自然と共生する世界の実現		ゴール A 生物多様性の保全	ゴール B 生物多様性の持続可能な利用
		ゴール C 遺伝資源へのアクセスと利益分配（ABS）	ゴール D 実施手段の確保
2030年 ミッション		2030年 グローバルターゲット	
自然を回復軌道に乗せるために 生物多様性の損失を止め 反転させるための緊急の行動をとる		生物多様性への 脅威を減らす ターゲット 1~8	人々のニーズを満たす ターゲット 9~13 実施と主流化のための ツールと解決策 ターゲット 14~23
1. 生物多様性への脅威を減らす		2. 人々のニーズを満たす	
ターゲット1 空間計画の策定と効果的管理		ターゲット9 野生種の持続可能な管理	
ターゲット2 生態系の回復		ターゲット10 農林漁業の持続可能な管理	
ターゲット3 「30by30」/保護地域及びOECM		ターゲット11 自然の恵みの回復、維持及び増大	
ターゲット4 種・遺伝子の保全、野生生物との共生		ターゲット12 都市の緑地親水空間の確保	
ターゲット5 生物の利用、採取取引の適正化		ターゲット13 公正、衡平な遺伝資源の利益分配（ABS）	
ターゲット6 侵略的外来種対策		3. 実施と主流化のためのツールと解決策	
ターゲット7 汚染防止、栄養塩類の流出・農薬リスクの半減		ターゲット14 生物多様性の主流化	
ターゲット8 気候変動対策（含、NbS/EbA）		ターゲット15 ビジネスの影響評価・開示	
		ターゲット16 持続可能な消費	
		ターゲット17 バイオセーフティ	
		ターゲット18 有害補助金の特定・見直し	
		資金の动员	
		ターゲット20 能力構築、科学・技術の移転及び協力	
		ターゲット21 情報・知識へのアクセス強化	
		ターゲット22 女性、若者及び先住民の参画	
		ターゲット23 ジェンダー平等	

図 1-5 昆明・モントリオール生物多様性枠組のターゲット 23 項目

【出典】環境省「昆明・モントリオール生物多様性枠組」（令和 5（2023）年 3 月）

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

資料編

コラム調整中

コラム調整中

(2) 日本の動向

日本では、平成 7（1995）年に「生物多様性国家戦略」が策定され、平成 20（2008）年には「生物多様性基本法」が施行されました。平成 24（2012）年には「愛知目標」に対応した戦略が、令和 5（2023）年には「昆明・モントリオール枠組」に対応した「生物多様性国家戦略 2023-2030」が策定されました（図 1-7）。この戦略では、全ての国民が自然資本を守り活用する行動を実践し、令和 12（2030）年までに生物多様性の損失を止めて回復させる「2030 年ネイチャーポジティブ」の実現を目指しています。

また、企業経営においても生物多様性や自然資本の重要性が高まっていることを受け、令和 7（2025）年 4 月 1 日に「地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律（通称：生物多様性増進活動促進法）」が施行されました。これは、ネイチャーポジティブの実現に向けて、地域における企業等の生物多様性に関する活動を促進するため、活動に対する認定制度の創設と手続きの簡素化等を定めた法律です。これより、企業を中心とした多様な主体を巻き込み、生物多様性の保全と増加に向けた取り組みを加速させることができます。

- 生物多様性損失と気候危機の「2つの危機」への対応と、ネイチャーポジティブ実現に向けた社会の根本的な変革
- 30by30 目標の達成等の取組により健全な生態系の確保と、自然の恵みの維持回復
- 自然資本を守り生かす社会経済活動（自然や生態系への配慮や評価が組み込まれ、ネイチャーポジティブの駆動力となる取組）の推進

図 1-6 生物多様性国家戦略 2023-2030 の要点

【出典】環境省「生物多様性国家戦略 2023-2030 の概要」

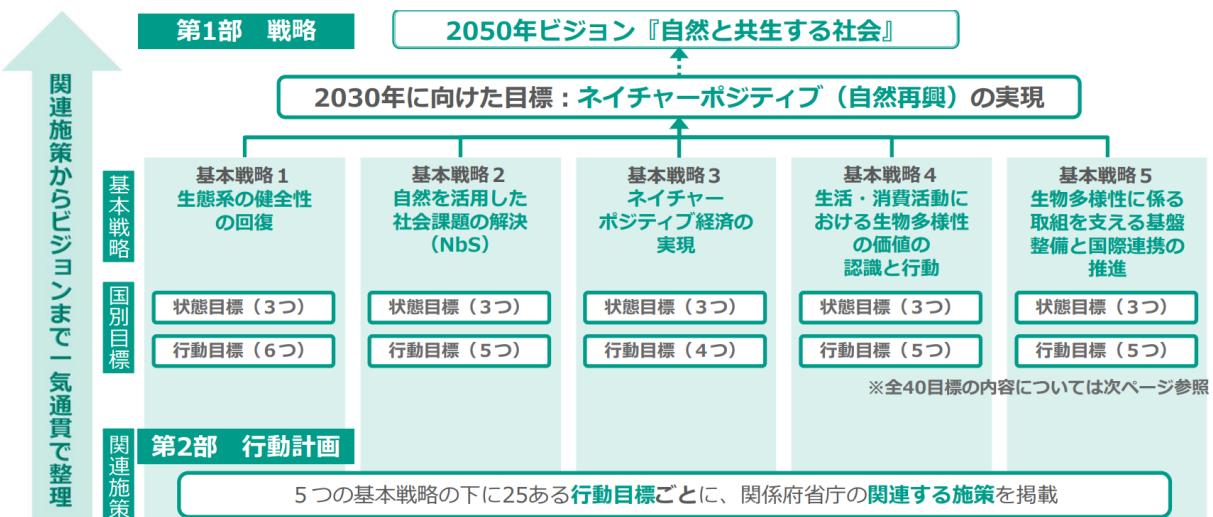


図 1-7 生物多様性国家戦略 2023-2030 の構成・指標

【出典】環境省「生物多様性国家戦略 2023-2030 の概要」

(3) 東京都の動向

東京都でも、平成 24（2012）年に「緑施策の新展開」が策定され、令和 5（2023）年にはその改定版として「東京都生物多様性地域戦略」がまとめられました（図 1-8）。この戦略では、令和 32（2050）年に向けた東京の将来像を示し、令和 12（2030）年までに生物多様性を回復軌道に乗せることを目標としています。江東区のような低地帯では、「干潟生態系の保全と活用」、「都心における農体験の拡大と生きものを呼び込む生物多様性ガーデン」、「都心のオフィスに創出されるグリーンインフラ・在来種の森」等が重点的に進められています。

また、自然地の減少、侵略的外来種といった都内の課題や、大都市東京が世界の生物多様性に与える影響等を踏まえ、3 つの基本戦略を定めています。これらの戦略に基づき、目標の達成に向けた具体的な取組が進められています。

2050年の東京の将来像

基本理念

自然に対して畏敬の念を抱きながら、地球規模の持続可能性に配慮し、将来にわたって生物多様性の恵みを受け続けることのできる、自然と共生する豊かな社会を目指す

2030年目標

自然と共生する豊かな社会を目指し、あらゆる主体が連携して生物多様性の保全と持続可能な利用を進めることにより、**生物多様性を回復軌道に乗せる＝ネイチャーポジティブの実現**

2030年目標の実現に向けた3つの基本戦略

I 生物多様性の保全と回復を進め、東京の豊かな自然を後世につなぐ

II 生物多様性の恵みを持続的に利用し、自然の機能を都民生活の向上にいかす

III 生物多様性の価値を認識し、都内だけなく地球規模の課題にも対応した行動にかかる

基本戦略ごとの行動目標

- ・生物多様性バージョンアップエリア 10,000+
- ・新たな野生絶滅 ZERO アクション
- ・Tokyo-NbS アクションの推進～自然に支えられる都市東京～
- ・生物多様性都民行動 100%～一人ひとりの行動が社会を変える～

図 1-8 東京都生物多様性地域戦略の概要

【出典】東京都「東京都生物多様性地域戦略【概要】」（令和 5（2023）年 4 月）を基に江東区作成

(4) 生物多様性に関する認証制度

生物多様性の保全を支える取組として、企業や施設が国内外の認証制度を活用する動きも広がっています。認証を受けることで、地域との信頼関係が深まり、企業活動の基盤が強化される他、社員の意識向上や社会的な評価の向上にもつながると期待されています（図 1-9）。

- | | |
|---------------------|----------------------|
| ○ 地域社会との信頼関係の構築 | : 地域での企業活動の円滑化を期待 |
| ○ 社員のエンゲージメント向上 | : 社員参加により社会貢献の意識向上 |
| ○ 地域経済活性・長期的な事業基盤強化 | : 事業基盤の醸成 |
| ○ 社会的なリスクの管理 | : 地域での社会的なトラブルのリスク軽減 |
| ○ 新たなビジネスチャンスの創出 | : 地域のニーズ・課題の把握 |
| ○ 独自性の確立 | : 地域特有の価値を生かした企業活動 |
| ○ 住民などからの信頼性の向上 | : イメージ・ブランド力向上 |

図 1-9 企業が認証制度を活用するメリット

【出典】清水建設株式会社 提供資料を基に江東区作成

コラム調整中

コラム調整中

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

資料編

コラム調整中

3 (仮称) 江東区生物多様性地域戦略の概要

(1) 生物多様性地域戦略とは

平成 20 (2008) 年に「生物多様性基本法」が制定され、この法律により「生物多様性国家戦略」が法律上で位置づけられました。その後、平成 22 (2010) 年、平成 24 (2012) 年、令和 5 (2023) 年に内容の見直しが行われています。また、この法律では、地方公共団体が「生物多様性地域戦略」を策定することが努力義務として定められています。

「生物多様性地域戦略」は、生きものの多様性を守り、自然の恵みを持続的に活用しながら、魅力ある地域づくりを進めるための取組をまとめたものです。この戦略は、それぞれの地域が抱える課題を明らかにし、解決に向けた行動を促すことで、国や世界が掲げる目標の達成に貢献するものです（図 1-10）。

健全な生物多様性を未来の世代に引き継ぐことは、今を生きる私たちの大切な責任です。このことを改めて認識し、行動していくことが求められています。

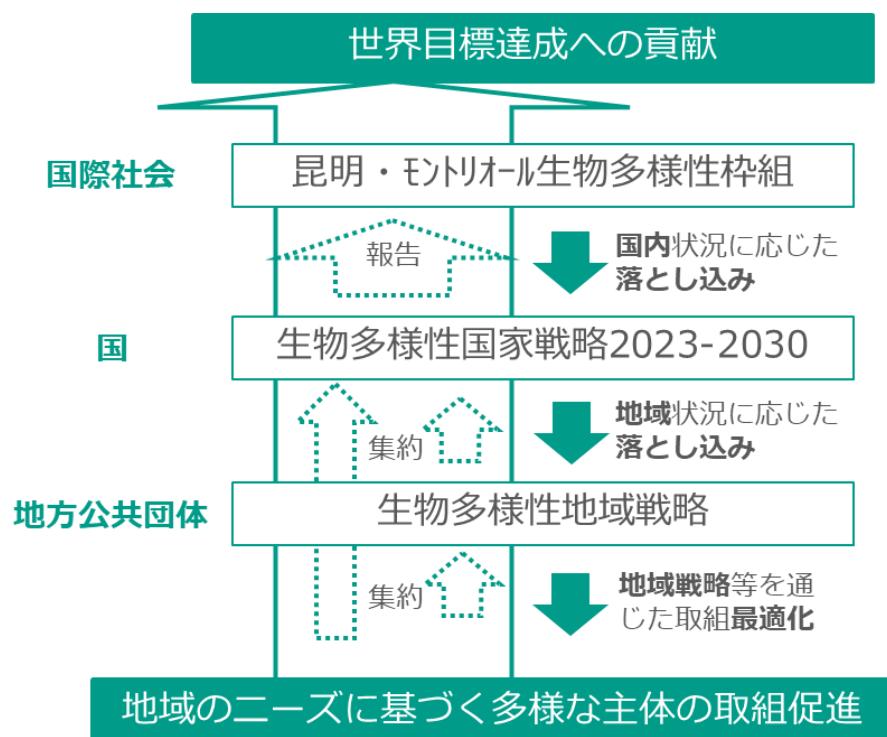


図 1-10 世界目標から地域戦略までのつながり

【出典】環境省「生物多様性地域戦略策定の手引き（令和5年度改訂版）」（令和5（2023）年5月）

(2) 江東区で本戦略を策定する意義

江東区は、南に東京湾、西に隅田川、東に荒川があり、内陸部にも多くの河川が流れている等、水辺に恵まれた地理的・地形的な特徴を持っています。こうした中で、これまで親水公園や水辺の散歩道の整備、区独自の「ポケットエコスペース（「ビオトープ」に対する区独自の呼称。PES）」の設置等、多様な緑地がつながるような環境づくりを進めてきました。これらの取組により、江東区には多くの生きものが暮らしており、区民はそれらの自然から様々な恵み（生態系サービス）を受けています。

江東区では、生物多様性の恩恵による区民一人ひとりのウェルビーイング（身体的・精神的・社会的に良好な状態であること）の更なる向上のため、また生物多様性の様々な課題に対応し持続可能で魅力ある街づくりを進めるため、「(仮称) 江東区生物多様性地域戦略」を、生物多様性基本法第13条第1項に基づいて策定します。



写真 1-1 新砂干潟のアオサギとカワウ



写真 1-2 仙台堀川公園のコシアキトンボ



写真 1-3 コミュニティガーデン
【出典】江東区ウェブサイト「コミュニティガーデン」



写真 1-4 区民の憩いの場：横十間川親水公園

1) 区民や事業者等にとっての生物多様性のメリット

生物多様性の恩恵は区民のウェルビーイングにも密接に関連しています。例えば、公園の緑地や水辺等の自然に触れあうことで心の安らぎを感じることができ、緑地での散歩やウォーキングにより健康的な生活を送ることもできます。また、生きものの観察や保全活動、コミュニティガーデン（区施設を利用した地域の花壇）等の自然体験は、地域の人々との交流が生まれる他、子どもの積極性・自律性・協調性等の人づくりにもつながります。さらには、生きものが生息・生育する緑地や水辺は、区民の生活において防災・減災に役立つだけでなく、景観や緑陰等を形成し心地よい空間を創出しています。

さらに、前述のとおり、生物多様性の保全の取組は事業者等にとっても、地域との信頼関係が深まり社員の意識が向上する等、様々なメリットが期待されています。

これらのことから、江東区にある生物多様性は、区民や事業者等に様々なメリットが生まれるものであり、日々の生活にとって無くてはならないものと言えます。

2) 生物多様性に関する様々な課題への対処

江東区の自然環境は、東京湾や隅田川、荒川等に囲まれた特徴的な地形の中で、江戸期までは氾濫原の湿地・干潟環境が成立していました。その後、工業化や埋立、物流拠点としての産業化も進み、今では東京港のコンテナ基地として物流における重要な役割を担っています。これらの近代化により、元々成立していた湿地や干潟環境は急速に失われましたが、近年、都立公園や親水公園、ポケットエコスペース、民間緑地の造成や様々な主体による保全活動により、水辺と緑に囲まれた都市生態系として、多様な生きものが生息・生育する環境が新たに形成されています。

しかし、これらの都市生態系は、都市開発による緑地の減少、保全活動の担い手不足、外来種の侵入、日々の資源消費等の影響により、今後危機的な状況に陥る可能性があります。また、インバウンド（外国人が日本へ旅行に来ること）を含め、オーバーツーリズム（観光客の増加による地域の生活や自然環境に影響をもたらすこと）により、江東区の生態系に影響が生じる可能性もあります。

こうした生態系の損失は、私たちの生活を支える自然の仕組みにまで影響を及ぼし、これまでの暮らししが維持できなくなるおそれもあります。また、こどもたちの世代に現代の豊かな暮らしを引き継ぐことができなくなる可能性もあります。私たちは将来世代に自然環境を残し、引き継ぐ責任があります。

これらのことから、江東区にある生物多様性は、将来世代に引き継いでいくためにも持続的に保全し、今ある様々な課題に適切かつ迅速に対処していく必要があります。

コラム調整中

(3) 本戦略の位置付け

生物多様性を守るために、様々な分野との連携が重要です。そのため、江東区では、生物多様性に関する他の計画や取組と内容の整合を図る必要があります。また、最新の手引きやガイドライン、東京都や他の22区が策定している地域戦略等と連携することで、今の社会の流れに合った、江東区にふさわしい計画づくりを目指しています。

「(仮称) 江東区生物多様性地域戦略」が、上位の計画や関連する法律・条例、各種手引き等とどのように関係しているかを図1-11に整理しました。

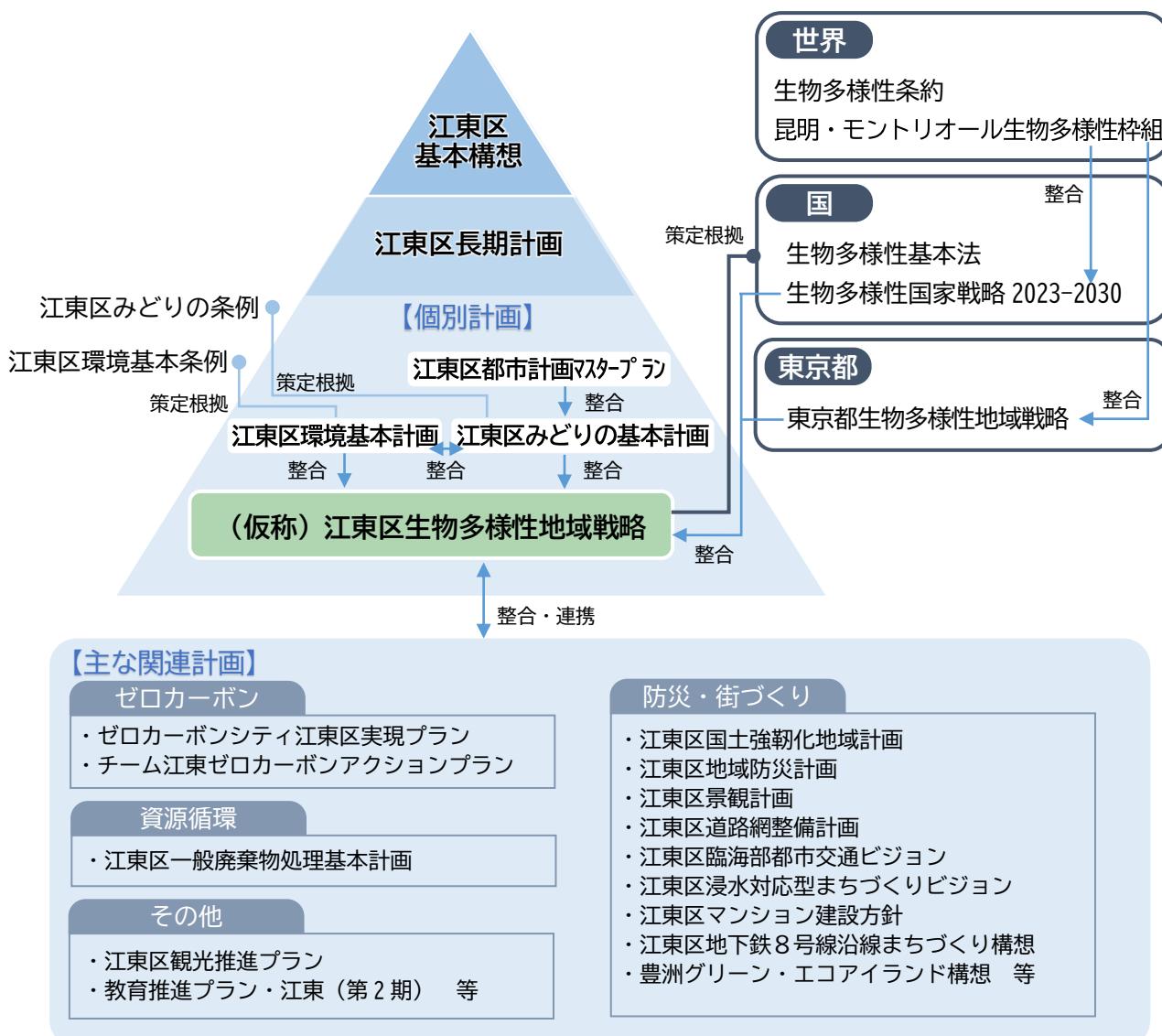


図 1-11 関連計画や手引き等における(仮称)江東区生物多様性地域戦略の位置付け

(4) 戰略の対象地域

「(仮称)江東区生物多様性地域戦略」の対象地域は、江東区全体です。海については、陸とつながっている海岸線の水際までを対象とします。ただし、対象地域の外であっても、生物多様性の保全に関わる重要なことがあれば、周辺の区や東京都、国の機関等と協力しながら取組を進めていきます。

(5) 戰略の計画期間及び目標年

この戦略は、世界や国、東京都が進めている生物多様性の取組と歩調を合わせて進めるこことを目指しています。

国の「生物多様性国家戦略 2023-2030」では、令和 32 (2050) 年を中長期的な目標年、令和 12 (2030) 年を短期的な目標年としています。江東区でもこれに合わせて、次のように目標年を定めています。

- ・令和 32 (2050) 年の将来像：江東区が目指す生物多様性のあるべき姿
- ・令和 12 (2030) 年の目標：その実現に向けた段階的な目標

このため、江東区の戦略の計画期間は、令和 8 (2026) 年度から令和 17 (2035) 年度までの 10 年間としています。また、短期的な目標年である 2030 年以降は、世界や国、東京都の各計画の改定を踏まえ、江東区の戦略も見直していく予定です。

